平成２６年（フ）第２０５３号
横浜市港北区鳥山町79番地　ピュアポート203号室、開始決定時の住所横浜市港北区鳥山町25番地　小松ハイムＢ201号室
破産者　籾山　直樹
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０７１号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン４－６号棟305号
破産者　根本　正明
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１３２号
神奈川県茅ヶ崎市汐見台２番６－204号　汐見台ハイツ
破産者　和島真砂美
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１７号
新潟県長岡市豊詰町203番地18、前住所新潟県見附市牛ケ嶺町170番地
破産者　棚村　　恵
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
石川県野々市市堀内５丁目202番地
破産者　西田　哲夫
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３５６号
石川県河北郡津幡町字津幡ニ546番地　グランビア103号
破産者　加藤　　愛（旧姓板村）
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１９０号
長野市稲田２丁目35番19号
破産者　西澤　敏夫
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９９号
長野市小島田町1037番地15、破産手続開始決定時の住所長野市上松３丁目25番１－205号
破産者　小口　聡史
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２００号
長野市小島田町1037番地15、破産手続開始決定時の住所長野市上松３丁目25番１－205号
破産者　小口めぐみ
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４７４号
東京都江東区有明１丁目４番20－803号、開始決定時の住所静岡市葵区研屋町49番地
破産者　小川　富生
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０８号
広島市佐伯区五日市中央５丁目５番23－６号
破産者　写真のおかざきこと　岡崎　　学
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３４号
徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字溝内４番地１
破産者　中西　勝一
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１０号
徳島県徳島市仲之町４丁目21番地　株式会社近藤事務所方、住民票上の住所徳島県徳島市新浜町２丁目２番47号
破産者　三木　　稔
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２１号
香川県高松市香川町浅野298番地１　オーブリーアサノＦ202号、開始決定時の住所香川県高松市香川町浅野2669番地100
破産者　平尾　里志
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２号
香川県高松市香川町浅野298番地１　オーブリーアサノＦ202号、開始決定時の住所香川県高松市香川町浅野2669番地100
破産者　平尾　利子（旧姓池本）
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１６号
相模原市緑区太井311番地２
破産者　江原　明斗（旧姓劉）
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第６０３号
仙台市宮城野区蒲生１丁目２番地の８　さくらフォレスト303
破産者　徳原　相子
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７１８号
仙台市泉区市名坂字原田17番地の14
破産者　佐藤　芳暢
1　決定年月日　平成27年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係